

山梨県立大学大学院看護学研究科長期履修規程

(平成22年4月1日制定 看護学研究科第5309号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限(博士前期課程2年、博士後期課程3年)で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他特別の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

(履修期間及び在学期間)

第3条 長期履修を申請することができる期間は、博士前期課程は入学時から起算して3年、博士後期課程は入学時から起算して4年又は5年とする。

2 長期履修を選択した学生の在学期間は、博士前期課程は大学院学則第4条第5項の規定により読み替えて適用する同条第4項、博士後期課程は大学院学則第4条の2第2項に定めるとおりとする。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学手続き時に長期履修の申込みをし、入学後指定した期日までに「長期履修申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者 在職証明書または在職が確認できる書類
- (2) 第2条第2号または第3号の該当者 当該事実または事情を証する書類または申立書

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者であっても、申請した長期履修の期間を待たずに修了要件を満たした場合には、長期履修の期間は短縮されたものとする。

2 第2条に定める資格を喪失した長期履修生は、指導教員の承認を得て、「長期履修期間短縮申請書」(様式第2号)を博士前期課程は所定の期日までに学長に申請するものとする。

3 第2項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(教育課程の編成)

第6条 長期履修生に係る教育課程の編成は、当該研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(長期履修の期間延長)

第7条 長期履修の期間は、延長することができない。

(長期履修生の授業料等)

第8条 長期履修生については、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条の規定にかかわらず、標準修業年限を超える年分の授業料について免除する。

ただし、長期履修生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、一般の学生と同様の授業料とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年度入学生から適用する。ただし、平成22年度入学者に限り、第4条第1項の規程の適用については、同項中「入学手続き時」とあるのは、「入学時」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定の施行の日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。
- 3 この規定は、令和3年度入学生から適用する。ただし、令和3年度博士課程入学者に限り、第4条第1項の規定の適用については、同項中「入学手続き時」とあるのは、「入学時」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、令和7年度入学生から適用し、この規程の施行の日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。